

緑化助成制度

— 緑豊かなまちづくりを目指して —

屋上・壁面緑化

建物の屋上・壁面を利用して緑化に取り組む市民や事業者に、経費の一部を助成します。



緑の活動団体

公開性の高い場所で、年間を通して植樹・花壇づくり等により緑化や下草刈等、緑化推進活動や緑地保全活動等を行う団体に、活動資金の一部を助成します。



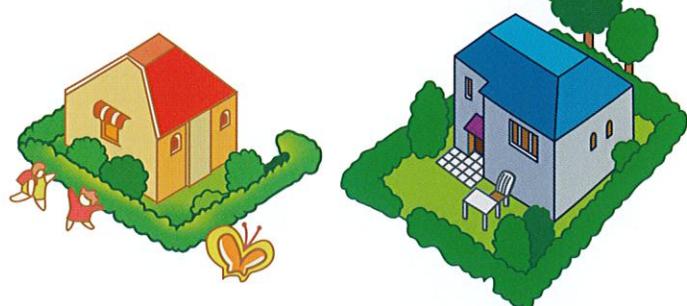
緑の保全・管理

特別緑地保全地区・緑地保全協定地・保存樹林等、市と管理協定を締結していただいた所有者の方々に、管理費の一部を助成します。



生垣づくり

公共性があると認められる場所で、生垣を新設する場合又はブロック塀を撤去し生垣に転換する場合に、経費の一部を助成します。



思い出記念樹〔樹繋(きづな)〕

出生、入園、小学校入学、成人、結婚、市外からの転入など人生の思い出の記念に、希望される方に苗木を差し上げます。



駐車場緑化

公共性があると認められる駐車場で、植樹帯を新設する場合は、樹木を援助します。



くわしくは、裏面をご覧ください

緑化助成の内容

屋上・壁面緑化助成

- * **屋上緑化**…建物の屋上を3m²以上緑化する場合、対象経費の2分の1を助成します（ただし、緑化面積1m²当たり1万円以内、総額100万円以内）。
- * **壁面緑化**…建物及び工作物の壁面で、公共性があると認められる場所を、幅5m以上、又は3m²以上緑化する場合、対象経費の2分の1を助成します（ただし、植栽延長1m又は1m²当たり1万円以内、総額50万円以内）。
- ※ 緑化推進重点地区及びリサイクル材を主として使用した場合は助成額を2割増して助成します。
- ※ 地域緑化推進地区（リサイクル材を主として使用した場合を除く。）の場合は助成額を1割増して助成します。

生垣づくり助成

- * **新設**…公道に面して、5m以上の生垣を新設する場合、対象経費の2分の1を助成します（ただし、1m当たり5,000円以内）。
- * **既存ブロック塀からの変更**…既存のブロック塀を撤去し生垣にする場合、撤去費用の2分の1を助成します（ただし、1m当たり5,000円以内）。
- ※ 緑化推進重点地区で生垣の新設及びブロック塀を撤去し生垣にする場合は、助成額を2割増して助成します。また、地域緑化推進地区での場合は1割増しとします。

緑の活動団体助成

- * 緑化推進活動・緑地保全活動等を行う5人以上の団体（登録が必要）の助成金申請に基づき交付します（ただし、助成額は年度によって異なることがあります。）。

思い出記念樹〔樹繋(きづな)〕

- * 出生、入園、入学、成人、結婚、賀寿、市外からの転入（新市民）など、人生の大切な思い出の記念に、希望される方に苗木を差し上げます〔事由が発生してから1年以内に申込ハガキ（各区役所に置いてあります。）でお申ください。〕
- ※ 数種類の苗木の中から御希望のもの1本を差し上げます。苗木は申込時期により、春又は秋のいずれかの時期に御自宅に配達します。

駐車場緑化

- * 公道に面して、緑化延長10m以上の植栽帯を新設する場合、1m当たり2本の樹木（高さ1m程度）を援助します。

緑の保全に関する助成

- * **特別緑地保全地区・緑の保全地域**…法及び条例により指定された区域のうち、市と管理協定を結んだ所有者に奨励金を交付します。
- * **緑地保全協定**…概ね3,000m²の緑地について、市の要綱により、市と管理協定を結んだ所有者に奨励金を交付します。
- * **保存樹林**…300m²以上の樹林について、市と管理協定を結んだ所有者に奨励金を交付します。
- * **保存樹木**…高さ10m以上、幹周り1m以上の樹木について、市と管理協定を結んだ所有者に奨励金を交付します。
- * **保存生垣**…30m以上の生垣について、市と管理協定を結んだ所有者に奨励金を交付します。